平成２４年（フ）第１２０６号
大阪府四條畷市大字中野255番地の17
債務者　米川　正則
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１号
釧路市鳥取大通７丁目５番７号　コーポシェラトンⅢ７号室、住民票上の住所釧路市鳥取大通７丁目５番７号　コーポシェラトン７号室
債務者　中村　衣里
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５４号
釧路市昭和町４丁目７番19号
債務者　伊藤由弥子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３２３０号
東京都江東区木場３丁目18―15―201
債務者　脇若　大輔
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７号
静岡県藤枝市高柳２丁目11番13―106号　エステートピアＥＢＩＯＫＡ106号
債務者　坂下木野江
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３５７号
千葉県木更津市下内橋28―６
債務者　上形　龍哉
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３５８号
東京都町田市真光寺１丁目19―７―101
債務者　伊藤　陽一
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５号
熊本県球磨郡多良木町黒肥地1608番地、住民票上の住所福岡市東区城浜団地53番504号
債務者　助廣眞由美（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１２２号
静岡市駿河区池田921番地の１　コーポオアシス101号、旧住所東京都府中市美好町３丁目９番地の２　リアルハイム201
債務者　岩堀　一郎
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２８４２号
埼玉県三郷市大字半田635番地
破産者　株式会社レンソー
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８４４号
東京都足立区神明３丁目28―18―205、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田５丁目９―７―103
破産者　清水　榮子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５６号
千葉県香取市木内45―３、住民票上の住所千葉県香取市小見川171―10
破産者　木内きよ子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１０４号
東京都台東区日本堤２丁目27―１　ニューホテルタナカ
破産者　千葉　恵寿
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２８６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2442―12
破産者　堀越　一宏
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９３９号
茨城県笠間市東平２丁目14番35号
破産者　若菜建設株式会社
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２１６号
東京都調布市入間町３丁目20―５
破産者　井上　洋子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１０１号
埼玉県上尾市泉台３丁目19―10―203
破産者　盛　　公江
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部